

飯田市土地利用基本方針の変更について（平成 26 年 5 月 26 日変更）

第 1 編 飯田市土地利用基本方針

第 1 章 土地利用基本方針の策定

変更後	変更前
<p>5. 対象区域と計画期間</p> <p>(2) 目標年次</p> <p>おおむね 20 年後を見据えた長期的な方針とし、平成 39 年を目標年次とします（基準年次 平成 19 年）。</p> <p>将来人口は、10 年後である平成 28 年の目標を 106,000 人に設定していましたが、第 5 次飯田市基本構想後期基本計画（平成 24 年度策定）に即し 102,000 人に見直します。世帯数については微増傾向にあることを踏まえ 37,600 世帯から 38,100 世帯に見直します。</p>	<p>5. 対象区域と計画期間</p> <p>(2) 目標年次（5 P）</p> <p>おおむね 20 年後を見据えた長期的な方針とし、平成 39 年（2027 年）を目標年次とします。</p> <p><u>将来人口や世帯数は、10 年後の目標として、第 2 次飯田市計画において、平成 28 年度（2016 年）の将来人口：106,000 人、世帯数：37,600 世帯と設定しています。</u></p>

第 3 章 飯田市の特性と地域別概要

変更後	変更前
<p>第 1 節 飯田市の主な特性と個性</p> <p>(4) 歴史の蓄積による魅力的な文化（文化的条件）</p> <p>山々に囲まれた地形的条件や地質の分布、天竜川や街道を通じた交流など各地域でそれぞれの諸条件に適合した人々の暮らしが営まれ、そのことが独自の文化を磨き上げてきました。</p> <p>古代においては、馬生産を介して畿内王権と結びつき、東山道の要衝地として、また中央集権の国づくりの上でも重要な位置を占めていました。このことは、飯田古墳群の築造や、伊那郡衙と推定され国史跡に指定された恒川官衙遺跡という歴史資産に端的に表れています。</p> <p>近世以降は、三州街道や遠州街道などの陸運や天竜川の水運の発達によって諸産業が振興し、交通の要衝として栄えるようになったこの地域では、進取性と学究性に富んだ先人たちが、京文化をはじめとする様々な文化を取り入れ、特色ある文化を築き上げてきました。</p> <p>こうした各地域が受け継いできた伝統文化など飯田市固有の風土を土台に、内陸交通の要衝地であり多様な文化の結節点である地の利を活かして新たな文化を創造しながら訪れる人も住む人も魅力的な地域をつくり、それを継承することが求められています。</p>	<p>第 1 節 飯田市の主な特性と個性</p> <p>(4) 歴史の蓄積による魅力的な文化（文化的条件）（8 P）</p> <p>山々に囲まれた地形的条件や地質の分布、天竜川や街道を通じた交流など各地域でそれぞれの諸条件に適合した人々の暮らしが営まれ、そのことが独自の文化を磨き上げてきました。<u>また、各地域が受け継いできた伝統など飯田市固有の風土をいかして、訪れる人も住む人も魅力的な地域をつくり、それを継承することが求められています。</u></p> <p><u>伊那谷においてかつて人形浄瑠璃が盛んであったことを一つの契機として、市民が主体的に参加し、つくりだす人形劇フェスタへと展開したように、文化的風土を育み、新たな文化活動へとつなげ、将来への資産づくりを行うことも必要です。</u></p>

<p>第2節 地域別の概要</p> <p>(1) 中心市街地及びその周辺地域(橋北・橋南・羽場・丸山・東野地区)</p> <p>(略) 昭和22年の大火によって市街地の大半を焼失しましたが、(略)</p> <p>北西部は、元々はのどかな田園地帯でしたが、早くから中心市街地のベッドタウンとして市街地が形成されています。(下線部削除)</p> <p>(4) 竜西南部地域(川路・三穂・山本地区)</p> <p>平成19年度には、三遠南信自動車道の整備により、インターチェンジが山本地区と川路地区に開設されており、(略)</p> <p>(5) 竜東地域(下久堅・上久堅・千代・龍江地区)</p> <p>(略)、戦国期には当地を代表する武家の知久氏によって都にも知られた土地柄です。</p> <p>(6) 遠山地域(上村・南信濃地区)</p> <p>中央構造線という日本列島の形成史を物語る断層系のある地域で、</p>	<p>第2節 地域別の概要</p> <p>(1) 中心市街地及びその周辺地域(橋北・橋南・羽場・丸山・東野地区)(9P)</p> <p>(略) 昭和22年の大火によって市街地の大半を<u>消失</u>しましたが、(略)</p> <p>北西部は、元々はのどかな田園地帯でしたが、早くから中心市街地のベッドタウンとして市街地が形成されています。<u>しかしながら、同一時期に市街化されたため、最近になって、高齢世帯の増加や地域の空洞化が深刻となっています。</u></p> <p>(4) 竜西南部地域(川路・三穂・山本地区)</p> <p>平成19年度には、三遠南信自動車道の整備により、インターチェンジが山本地区と川路地区に<u>開設される予定</u>となっており、(略)</p> <p>(5) 竜東地域(下久堅・上久堅・千代・龍江地区)(10P)</p> <p>(略)、戦国期には当地を代表する<u>豪族</u>知久氏によって都にも知られた土地柄です。</p> <p>(6) 遠山地域(上村・南信濃地区)(11P)</p> <p>中央構造線という日本列島の形成史を<u>物語る地域</u>で、</p>
---	---

第4章 飯田市における主要課題

変更後	変更前
<p>1. 飯田市を取り巻く前提条件(時代の転換期)</p> <p>近年、人口増加から人口減少へ、そして高度成長時代を経て成熟社会へと移り変わっており、まさに時代の転換期を迎えています。この転換期は、社会構造の根本的な変革のほか、環境に対する制約、財政や社会経済情勢の変化などに現れています。</p> <p>○人口減少と少子化・超高齢社会*の到来による人口及び社会構造の変化</p> <p>少子化による次代を担う世代の減少は、将来の生産年齢人口の減少に影響します。また、超高齢社会の到来は、社会に占める高齢者の割合を急激に増加させます。このような人口構成の歪みや生産年齢人口の流出による人口構成の大きく偏った構成は、社会構造や社会を支えるシステムそのものの基本が崩れ維持できないおそれがあります。</p>	<p>1. 飯田市を取り巻く前提条件(時代の転換期)(12P)</p> <p>近年、人口増加から人口減少へ、そして高度成長時代を経て成熟社会へと移り変わっており、まさに時代の転換期を迎えています。</p> <p>○人口減少と少子化・超高齢社会*の到来による人口及び社会構造の変化</p> <p>少子化による次代を担う世代の減少は、将来の生産年齢人口の減少に影響します。また、超高齢社会の到来は、社会に占める高齢者の割合を急激に増加させます。このような人口構成の歪みや生産年齢人口の流出による人口構成の大きく偏った構成は、社会構造や社会を支えるシステムそのものの基本が崩れ維持できないおそれがあります。</p>

○環境を優先する時代

地球温暖化や激甚化する自然災害など、地球規模の環境問題が私たちの生活に直接影響を及ぼす状況となっています。飯田市が進めてきた「環境」に着目したまちづくりを、「環境に配慮」から「環境を優先」する段階へと発展させ、新たな価値観や文化の創造へと高めていく取り組みが、さらに重要となります。

○国と地方の新しい関係

国の財政危機による中央集権制の見直しと地方自治の成熟による分権論の高まりとにより、制度上の地方分権は進められています。人口減少社会の到来を見据え、真の地方分権をどう実現していくのか、住民自治をどう進めていくのか、行政と住民が一体となって向き合わなければならない時代に入っています。

私たちのふるさとである飯田市を次世代へと引き継ぐためには、このような背景にある人口や社会構造の変化に対応した制度の枠組みや社会の役割分担を大きく変化させ、持続可能な社会を構築する必要があります。

この前提条件を踏まえ、社会持続性、環境持続性、経済持続性の大きく3つの視点で主要課題を整理します。

2. 前提条件を踏まえた主要課題

(1) 社会持続性

① 少子化と超高齢社会への対応

○教育・福祉施設

(略) 高齢者福祉施設の立地に関しては、飯田市の地形的構造、建設コストや駐車場の確保などの要因により、拠点等から離れた特に農用地などに立地が進んでいます。在宅サービスの展開と共に、超高齢社会の対応として今後も施設サービスの必要性や、新たな施設整備が求められていることから、既存施設の配置を考慮しながら、より身近な地域内での立地に考慮した施設整備が課題となります。

○地域医療施設

(略) また、市の財政状況の厳しさと地域や診療科の偏在などにより、診療が受けられないという危惧を抱えており、医師不足に加え看護師不足も課題となっています。

これからは医療施設だけでなく、自宅に戻って必要な介護や在宅医療が受けられるといった包

この転換期は、社会構造の根本的な変革のほか、環境に対する制約、財政や社会経済情勢の変化など大きな時代の流れを迎えています。

そこで、私たちのふるさとである飯田市を次世代へと引き継ぐためには、このような背景にある人口や社会構造の変化に対応した制度の枠組みや社会の役割分担を大きく変化させ、持続可能な社会を構築する必要があります。

この前提条件を踏まえ、社会持続性、環境持続性、経済持続性の大きく3つの視点で主要課題を整理します。

2. 前提条件を踏まえた主要課題

(1) 社会持続性

① 少子化と超高齢社会への対応

○教育・福祉施設 (13P)

(略) 高齢者福祉施設の立地に関しては、飯田市の地形的構造、建設コストや駐車場の確保などの要因により、拠点等から離れた特に農用地などに立地が進んでいます。今後も超高齢社会の対応として施設整備や支援が必要となっていることから、地域の利用しやすい立地に配慮した各拠点への誘導が課題となります。

○地域医療施設 (13P)

(略) また、市の財政状況の厳しさと地域や診療科の偏在などにより、診療が受けられないという危惧を抱えており、特に産科と小児科については医師不足が課題となっています。

括的なケアシステムの構築が重要な課題となります。

② 地域コミュニティの活力の低下

○地域防災福祉コミュニティ

地域コミュニティの活力の低下は、防火、防犯や地区の清掃など地域住民による日常的な活動を減少させ、更には火災、地震や風水害等の災害時要援護者への対応を困難にさせるなど多くの課題を抱えており、住民の共助による防災と福祉の活動を包括したコミュニティ「地域防災福祉コミュニティ」の強化が課題です。

④ 地方分権と地域自立化への対応

○魅力ある地方生活圏の創造

真の地方分権を推進するには、基礎自治体がその主体となり得るための体力を身につけることが必要ですが、これからは市単独だけでなく、生活圏、経済圏を同じくする南信州の町村とも連携して政策展開することも必要です。

南信州地域は、それぞれの市町村の独自性を尊重しながらも連携をより一層強化することで、三遠南信自動車道の延伸やリニア中央新幹線の開通を見据えた圏域活力の再興・創造を進め、来るべき地方分権の時代に備えることが課題となります。

(2) 環境持続性

② 土地及び建物の放棄と低利用

○土地の需要低下による空き地と空き家の増加

地域の人口減少と人口の流出により、空き地や空き家が目立ってきており、特に空き家は社会問題化しています。市街地周辺では集合住宅の過剰供給、中心市街地では駐車場化の傾向が見られます。今後は更なる人口減少のため、市域全体に土地の需要低下が進むことが懸念され、大きな課題となっています。

③ 地球環境の悪化と環境負荷の増大

○環境的制約

(略) 循環型社会^{*}の構築といった環境的制約が課せられています。

今後は、低炭素ライフスタイルへの転換や住宅の低炭素化をはじめとする省エネの取り組みとともに、エネルギー自給率を高める創エネルギー

② 地域コミュニティの活力の低下

○地域防災福祉コミュニティ (13P)

地域コミュニティの活力の低下は、防火、防犯や地区の清掃など地域住民による日常的な活動を減少させ、更には火災、地震や風水害等の災害時要援護者への対応を困難にさせるなど多くの課題を抱えており、共助による地域防災福祉コミュニティの形成が課題です。

③ 地域資産の保存継承 (14P) の次に追加

(2) 環境持続性

⑤ 土地及び建物の放棄と低利用

○土地の需要低下による空き地と空き家の増加 (15P)

地域の人口減少と人口の流出により中心市街地または中山間地域では既に空き地や空き家が目立ってきています。市街地周辺では集合住宅の過剰供給、中心市街地では駐車場化の傾向が見られます。今後は更なる人口減少のため、市域全体にも土地の需要低下を招くことが懸念され、大きな課題となっています。

⑥ 地球環境の悪化と環境負荷の増大

○環境的制約 (15P)

(略) 循環型社会の構築といった環境的制約が課せられています。

また、身近な農用地や森林などの荒廃に対しても、(略)

<p>の取り組みを多様な主体との協働で進めることが重要になっています。持続可能な地域づくりのため、環境と経済が好循環する仕組みを構築していくことが課題となります。</p> <p>また、身近な農用地や森林などの荒廃に対しても、(略)</p> <p>※「循環型社会」とは：ごみの排出が抑制されるとともに、再使用、再生利用等の促進と適正な処理の確保によって、天然資源の消費を抑制し、環境負荷ができる限り低減される社会をいいます。</p> <p>(3) 経済持続性</p> <p>① 財政的制約と維持コストの増大</p> <p>○既存ストック*の更新</p> <p>大火後に整備された中心市街地や高度経済成長期に建設された社会資本は、耐用年数が過ぎ、更新の時期を迎えることが予想されます。今後は、社会資本の長寿命化や改修を進めるとともに、機能を集約して計画的な更新を図ることが課題となります。</p> <p>② 経済活動の維持</p> <p>○雇用の場の確保と若者の定着</p> <p>(略) 若者のUターン、Iターンなどを積極的に促進するための、この地域に根ざした雇用の場の確保が課題となっています。</p>	<p>(3) 経済持続性</p> <p>⑦ 財政的制約と維持コストの増大</p> <p>○既存ストック*の更新 (15P)</p> <p>大火後に整備された中心市街地や高度経済成長期に建設された橋や道路などの社会資本は、<u>耐用年数が過ぎてくと今後予想され、計画的な更新、改修や解体などが課題</u>となります。</p> <p>⑧ 経済活動の維持</p> <p>○雇用の場の確保と若者の定着 (16P)</p> <p>(略) <u>この地域に根ざした雇用の場の確保と若者のUターンなど</u>が課題となっています。</p>
---	--

第2編 市全域の都市づくりの構想

第1章 都市づくりの理念と目標

変更後	変更前
<p>3. 都市づくりの目標</p> <p>(1) 災害に強く安全なまち</p> <p>(略)、地域防災福祉コミュニティの確立、災害時助け合いマップづくりなど自らできることの取り組みや災害時要援護者への対応などソフト対策をあわせて実施することにより、災害に強く安全なまちを目指します。</p> <p>(4) 環境を優先し、地球環境を保全するまち</p> <p>地球環境問題の深刻化に伴い、環境的制約をよく認識したうえで地球環境に貢献する土地利用を行うことが求められています。東日本大震災は、私たちにエネルギーに対する認識の見直しを迫るものでしたが、現実には、車依存型社会や大量生産・大量廃棄などの生活が継続しています。負の遺産を将来に引き継ぐことのないよう、温</p>	<p>3. 都市づくりの目標</p> <p>(1) 災害に強く安全なまち (18P)</p> <p>(略)、地域防災福祉コミュニティの確立、<u>防災マップ</u>づくりなど自らできることの取り組みや災害時要援護者への対応などソフト対策をあわせて実施することにより、災害に強く安全なまちを目指します。</p> <p>(4) <u>環境に配慮し</u>、地球環境を保全するまち</p> <p>世界規模で地球温暖化、異常気象、食料や水の危機などの大きな環境変化が始まっています。私たちが環境的制約の中で地球環境に貢献する土地利用を行う必要があります。しかし、現実には、車依存型社会の浸透や大量生産及び大量廃棄などの生活が継続しており、このままでは多くの負の遺産を将来に引き継ぐこととなります。</p>

<p>暖化の原因である温室効果ガス（CO2）の排出量の削減を進めるため、「地域環境権条例」※による市民主体の太陽、木質バイオマス、水力などの再生可能エネルギーの利活用推進、公共交通の利用促進など移動手手段の低炭素化、日常的なライフスタイルの低炭素化などに取り組みます。森林などの緑や水を保全し自然環境を守るための仕組みづくり、ごみ減量に向けた抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の推進と適正な処理による循環型社会の形成、コンパクトシティ※の推進などに取り組み、環境を優先し、地球環境を保全するまちを目指します。</p> <p>※「地域環境権条例」とは：飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例の略称。市民による自然エネルギー資源利活用の優先的使用権を保障、市民主体のエネルギー事業を推進するための支援機関、基金の設置、行政財産の使用等について規定しています。</p>	<p>このため温暖化の原因である二酸化炭素（CO2）の排出量の削減に努め、自然の保全や創出、コンパクトシティ※や車に頼り過ぎない暮らし方の推進、省資源・省エネルギー化やクリーンなエネルギーの普及などの新エネ・エコエネルギーの活用に取り組みます。そして、廃棄物の発生をできる限り抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）や適正処理等の資源循環型システムの構築を図り、それらを生かした環境産業の振興などにより、環境に配慮し、地球環境を保全するまちを目指します。</p>
--	--

第2章 将来都市構造

変更後	変更前
<p>4. 都市構造の形成に関する方針</p> <p>（1）中心拠点の育成</p> <p>リニア中央新幹線開通を見据え、南信州地域の「顔」としての魅力を高めるため、地域資源を活かし、人、資本、情報を呼び込んだ賑わいの創出と、再生のための整備を推進します。コンパクトな都市構造の形成に向け、行政サービスや福祉・医療施設、生涯学習の拠点の機能集積を図るとともに、交通施設の機能や居住環境を高め、人々が集まり交流する空間の形成に取り組みます。また、並木通りと中央公園などを緑のネットワークでつなげ、回遊性が高く品格と賑わいのあるまちを目指します。</p> <p>（2）地域拠点の育成と支援</p> <p>地域の役割分担に応じた機能集約を図ることにより、地域づくりの骨格となる各地域の拠点を中心に地域コミュニティの形成を目指します。</p> <p>（3）交流拠点の育成</p> <p>交流拠点として天龍峡は、天龍峡インターチェンジとそのアクセス道が供用開始され、三遠南信自動車道天龍峡大橋（仮称）や観光関連施設などの整備が進められつつあります。それらと合わせ名勝天龍峡保存管理計画及び整備計画、天龍峡再</p>	<p>4. 都市構造の形成に関する方針</p> <p>（1）中心拠点の育成（22P）</p> <p>中心市街地活性化法の改正等を受け、新たな中心市街地活性化基本計画の策定を行うほか、中心拠点として人々の豊かな居住環境を確保し、生活や経済が活発に行われ、人々が行き交い、情報交換が盛んなまちを目指します。また、貴重な資産の掘り起こしや歴史的な資産の活用のほか、新たな風を呼び込み、そして市内の交通拠点機能を強化して、歩行者を中心としたまちを目指し、コンパクトな都市構造の形成を図ります。</p> <p>（2）地域拠点の育成と支援（23P）</p> <p>地域の役割分担に応じた機能集約を図ることにより、地域づくりの骨格となる各地域の拠点を中心に地域コミュニティの形成を<u>図ります</u>。</p> <p>（3）交流拠点の育成（23P）</p> <p>交流拠点として天龍峡は、天龍峡インターチェンジとそのアクセス道<u>などの整備が進められています。名勝天龍峡保存管理計画策定事業及び天龍峡再生マネジメント事業に基づき、落ち着いた色彩の統一的なデザインによる案内サイン計</u></p>

生プログラム等の計画に基づき、優れた文化財である名勝天龍峡の保護・活用に資する整備を目指します。

観光面では、年間約 20 万人（平成 24 年）が訪れる天龍峡地域を生かし、南信州全体の資源と連携した観光誘客を推進するとともに、観光事業者をはじめ地域住民、市等が一体となって天龍峡の再生、活性化に取り組みます。なおこのような取り組みが地域住民にとっても住みやすい環境となるよう配慮します。

一方、産業面では、環境と経済の調和に配慮して、今後も企業誘致に努めます。

また並行して交流拠点として必要な受け入れ体制を整備します。

（４）広域交通拠点の整備等

リニア駅は飯田市上郷飯沼地区に設置予定であることが明らかになりました。既存ストックを生かしつつ、持続可能な都市構造を推進するため、広域交通拠点は交通の結節点として南信州地域はもとより長野県全体にもその効果が波及されるよう機能の充実を図ります。また、広域交通拠点の周囲に新たな市街地が拡散的に形成されないよう、今ある良好な住環境や優良農用地などの保全に努めるとともに、駅及びその周辺区域は新たな玄関口としての良好な景観の育成に取り組みます。そのため都市計画法、景観法その他法令に基づく制度の活用を検討します。

（５）歩いて暮らせるまちの創造

（略）中心拠点においては、公共交通の利用拡大や駐車場の整備も含めて一体的に捉え、中心市街地活性化基本計画にこれらを位置づけ、重点的に整備します。

特に公共施設や交通の結節点である駅周辺は、そこに住む人だけでなく、多くの人を訪れ利用することから、歩行者にとってやさしい「訪れやすいまち」「動きやすいまち」の実現に取り組みます。

（６）拠点の連携

中心拠点、地域拠点及び交流拠点並びに広域交通拠点を有機的に連携させるよう道路網や公共交通等の交通体系と、駐車場その他必要な交通施設を整備し、アクセスと結節の強化を図ること

画の検討や季節を感じることのできる植栽など景観に配慮した整備を目指します。

また、観光面では、飯田市へ訪れる目的の約 4 分の 1 が天龍峡となっています（平成 12 年）。その中心となる名勝天龍峡を生かし、更には天龍峡周辺にある資源を再発見して、それらを有効に活用します。観光事業者をはじめ地域住民、市等が一体となって天龍峡の再生、活性化に取り組みます。なおこのような取り組みが地域住民にとっても住みやすい環境となるよう配慮します。

産業面では、環境と経済の調和に配慮して、今後も企業誘致に努めます。

この交流拠点は、地域資源と観光資源とが調和し、連携した資産構造を構築して、県内外から多くの方を迎え入れる体制を整備します。

（４）広域交通拠点の整備等（23P）

既存ストックを生かしつつ、持続可能な都市構造を推進するため、広域交通拠点は交通の結節点として広域的にその効果が波及されるよう機能の充実を図るとともに、広域交通拠点の周囲に新たな市街地が拡散的に形成されないよう、今ある良好な住環境や優良農用地などの保全に努めます。また駅及びその周辺区域は新たな玄関口としての良好な景観の育成に取り組みます。

（５）歩いて暮らせるまちの創造（23P）

（略）中心拠点においては、中心市街地活性化基本計画にこれらを位置づけ、重点的に整備します。

（６）拠点の連携

中心拠点、地域拠点及び交流拠点並びに広域交通拠点を有機的に連携させるよう道路網や公共交通等の交通体系を整備し、アクセスの強化を図ることで、一体的な都市の形成を図ります。特に

<p>で、一体的な都市の形成を図ります。特に広域交通拠点から中心拠点を結ぶアクセスと結節の強化を図るとともに、広域的視点に立って広域交通拠点の利点が十分発揮できるよう国県等の関係機関と連携しながら取り組みます。(略)</p> <p>(7) ハードからソフトによる都市構造の構築 (略) 各地区の農業振興会議*や農業委員会、農業団体等と連携して新たな農地の受け手の体制を整え、(略)</p>	<p>広域交通拠点から中心拠点を結ぶ<u>アクセスの強化</u>を図るとともに、広域的視点に立って広域交通拠点の利点が十分発揮できるよう国県等の関係機関と連携しながら取り組みます。(略)</p> <p>(7) ハードからソフトによる都市構造の構築 (略) 各地区の<u>農業振興会議*</u>や<u>農業委員会</u>と連携して新たな農地の受け手の体制を整え、(略)</p>
--	---

第3章 都市の整備に関する方針

変更後	変更前
<p>第1節 市全域に対する土地利用の方針</p> <p>1. 都市計画区域*及び準都市計画区域*に関する方針</p> <p>(略) 平成20年には山本地区の一部及び伊賀良地区の一部を都市計画区域に編入しています。</p> <p>(略)、都市計画区域の周囲など開発が想定される区域を一体的に指定できるようになりました。飯田市では、平成22年に、大平地区の自然的、歴史的な資源を保全するため、準都市計画区域の指定を行っています。</p> <p>(2) 具体的な内容</p> <p>○都市計画区域の編入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会経済状況の変化により、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全すべき区域が生じた場合は、都市計画区域への編入を検討します。検討にあたっては、地域の意向を踏まえるとともに、自然的又は農業的土地利用との調整を図ります。 <p>○準都市計画区域の指定 (下線部削除)</p>	<p>第1節 市全域に対する土地利用の方針</p> <p>1. 都市計画区域*及び準都市計画区域*に関する方針 (25P)</p> <p>(略) <u>平成5年に最終決定され、現在は主に竜西地域(山本・三穂地区を除く)に指定されています。</u></p> <p>(略)、都市計画区域の周囲など開発が想定される区域を一体的に指定できるようになりました。</p> <p>(2) 具体的な内容</p> <p>○都市計画区域の編入 (25P)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>山本地区については、国道153号沿線においては既に都市的土地利用が展開され、また、三遠南信自動車道の飯田山本インターチェンジの設置や付随するアクセス道路が整備されることから、都市的土地利用が更に進展することが予測されます。地域の意向を踏まえ、自然的又は農業的土地利用との調整を図りつつ、山本地区の一部の区域を都市計画区域へ編入をします。また、伊賀良地区の一部についても、都市計画区域となる山本地区の一部と現在の都市計画区域に挟まれた区域を都市計画区域に編入します。</u> <p>○準都市計画区域の指定 (26P)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>大平地区は、豊かな自然環境と歴史的な建造物が保全されており、市民の憩いの場として活用されています。また、飯田市の貴重な水源地にもなっています。大平地区の自然的、歴史的な資源を保全するため、準都市計画区域を指定します。</u>

2. 特定の開発行為[※]における基準と手続

(前文)

周辺環境に大きな影響を与える行為について、飯田市の実情にあった開発行為等[※]の基準が明確化されていませんでした。

そこで、平成 20 年に、都市計画法施行条例を制定して開発許可[※]の基準を強化したほか、土地利用調整条例を制定して一定規模以上の開発行為等を特定開発事業等として位置づけ、周辺環境との調整を図るために特定開発事業等の基準や、届出と事前協議等の手続を定めました。

特定開発事業等の基準として自動車駐車場、緑地、道路、排水施設、氾濫調整池[※]、消防水利（消火栓、耐震防火水槽の設置）、消防用活動空地、ごみ集積施設、中高層建築物、工事施工に係る措置等の基準を定め、届出のあったときは基準への適合を求めるほか、届出の内容を地域協議会に通知して開発情報を共有し、事業着手前に適正な土地利用に向けた調整を行うための制度を設けています。

(1) 基本方針

○特定開発事業等の基準による誘導

- ・適正な土地利用への誘導の観点から、市全域に対する特定開発事業等の基準を必要に応じて見直します。
- ・各地区において、地域の目指す土地利用を推進するために必要なときは、特定開発事業等の基準の強化を検討します。その場合は、地域土地利用計画の検討と合わせて行います。

○地域・事業者・市の三者による事前協議

- ・各種法令に基づく申請の手続後では、地域の要望や開発基準に合わせた建築等の計画を変更することは困難です。したがって、事前に開発情報を明示し、公正で透明性のある協議を行うことにより、地域、事業者及び市の三者がより良い開発のために協力し、話し合いが行われる場づくりに努めます。

3. サーチライト等の使用規制

(略) そのため、サーチライトなどの光線を継続して、又は断続して天空に向けて放つ行為は、土地利用調整条例で規制しています。

第 2 節 都市計画区域内における適正な都市的土地利用の誘導

2. 特定の開発行為[※]における基準と手続 (26P)

(1) 基本方針

○開発許可の基準の付加と特定開発事業等の基準

周辺環境に大きな影響を与える行為について、飯田市の実情にあった開発行為等の基準が明確化されていませんでした。

そこで、飯田市にあった新たな開発許可[※]の基準を法委任による条例で定めます。また、一定規模以上の開発行為等を特定開発事業等として位置づけ、周辺環境への影響を考慮して条例によりその基準を定めます。

○事前協議制度の創設

一定規模以上の開発行為等は、条例で届出制度を創設します。また、届出の情報を事前に地域協議会へ通知します。地域が周辺環境に影響があると判断したものについては、説明会の開催など事前協議を行い土地利用の調整を行います。

(2) 具体的な内容

○特定開発行為等の基準の内容

- ・特定開発行為等の基準は、自動車駐車場、緑地、道路、排水施設、氾濫調整池[※]、消防水利（消火栓、耐震防火水槽の設置）、消防用活動空地、ごみ集積施設、中高層建築物、工事施工に係る措置等について定めます。

○地域・事業者・市の三者による事前協議

- ・各種法令に基づく申請の手続後では、地域の要望や開発基準に合わせた建築等の計画を変更することは困難です。したがって、事前に開発情報を明示し、公正で透明性のある協議を行うことにより、地域、事業者及び市の三者がより良い開発のために協力し、話し合いが行われる場づくりに努めます。

3. サーチライト等の使用規制 (26P)

(略) そのため、サーチライトなどの光線を継続して、又は断続して天空に向けて放つ行為は、土地利用調整条例で規制します。

第 2 節 都市計画区域内における適正な都市的土地利用の誘導

<p>～地域の将来像の実現に向けた地域地区※と地区計画等※の活用を目指して～</p> <p>2. 用途地域 (略) 昭和 48 年以降は、平成 8 年に竜丘・川路地区の一部を新たに指定し、また、平成 24 年には松尾地区の用途地域の見直しを行いました。</p> <p>(1) 基本方針 ○用途地域の指定及び見直しと活用 土地利用の状況、都市機能の配置や密度構成などに考慮しつつ、市及び地域の将来像に照らして、用途地域の指定及び見直しを進めます。指定や見直しにあたっては、<u>地域土地利用方針や地域土地利用計画に示される地域の目標や土地利用の方向性を踏まえるものとします。</u></p> <p>(2) 具体的な内容 【「○用途地域の拡大」の前に挿入】 ○リニア中央新幹線開通を見据えた土地利用の推進 ・リニア中央新幹線開通を見据えた都市構造の実現に向けた適切な土地利用が必要な区域には、用途地域の指定を行います。</p> <p>3. 特別用途地区 【前文の末尾に挿入】 (略) 飯田市では、平成 20 年に全ての準工業地域に大規模集客施設制限地区を、平成 24 年に松尾地区の工業地域に工業専用地区を定めています。</p> <p>(1) 基本方針 (略) 指定にあたっては、地域土地利用方針や地域土地利用計画に示される地域の目標や土地利用の方向性を踏まえるものとします。</p> <p>(2) 具体的な内容 【「○文教地区の指定」の前に挿入】 ○リニア中央新幹線開通を見据えた土地利用の推進 ・リニア中央新幹線開通を見据えた都市構造の実現に向けた適切な土地利用が必要な区域には、用途地域と重層的に指定することを検討しま</p>	<p>～地域の将来像の実現に向けた地域地区※と地区計画等※の活用を目指して～</p> <p>2. 用途地域 (27P) (略) しかし、昭和 48 年以降は平成 8 年に竜丘・川路地区の一部を新たに指定したほかは、<u>その内容にほとんど変更がなく、地域の将来像にあった用途地域の見直しや重層的に指定できるその他の地域地区の活用がされてきませんでした。</u></p> <p>(1) 基本方針 ○用途地域の指定及び見直しと活用 (27P) 土地利用の状況、都市機能の配置や密度構成などに考慮しつつ、<u>地域の将来像</u>に照らして、用途地域の指定及び見直しを進めます。指定や見直しにあたっては、<u>地域の目標や土地利用の方向性を踏まえ、より具体的な地域土地利用計画に基づいて行います。</u></p> <p>(2) 具体的な内容</p> <p>3. 特別用途地区 (28P)</p> <p>(1) 基本方針 (略) <u>地域の目標や土地利用の方向性を踏まえ、より具体的な地域土地利用計画に基づき指定します。</u></p> <p>(2) 具体的な内容</p>
--	---

す。

4. 特定用途制限地域

【前文の末尾に挿入】

(略) 飯田市では、平成 20 年に山本地区店舗型性風俗特殊営業施設制限地域を指定し、平成 23 年には緑が丘中学校周辺について松尾地区子育て住環境保全地域を指定しました。

(1) 基本方針

(略) 指定にあたっては、地域土地利用方針や地域土地利用計画に示される地域の目標や土地利用の方向性を踏まえるものとします。

また、用途地域を定めるまでの間、良好な環境の保全を図る必要がある場合にも、特定用途制限地域の制度を活用します。

(2) 具体的な内容

【「○白地地域の解消」の前に挿入】

○リニア中央新幹線開通を見据えた土地利用の推進

- ・リニア中央新幹線開通を見据えた都市構造の実現に向けた適切な土地利用が必要な区域には、特定用途制限地域の指定を検討します。

5. 高度地区及び景観法による高さの制限

(前文の末尾に挿入)

景観法に基づく建築物の高さの制限は、良好な景観の育成を図ることを目的として景観計画に定めるものです。飯田市では、準防火地域内 31m、都市計画区域内（準防火地域を除く）20m、都市計画区域外 15mと定めています。

(下線部削除)

4. 特定用途制限地域 (28P)

(1) 基本方針

(略) したがって、地域の目標や土地利用の方向性を踏まえ、より具体的な地域土地利用計画に基づき指定します。

(2) 具体的な内容

5. 高度地区及び景観法による高さの制限 (29P)

(2) 具体的な内容

○準防火地域の高さ制限

- ・ 中心市街地などの準防火地域は、良好な景観の育成、周辺環境の保全や災害救援への対応のため、景観法による建築物の高さの最高限度 31mを導入します。

○準防火地域外の高さ制限

- ・ 準防火地域外の都市計画区域は、良好な景観の育成や周辺環境の保全のため、景観法による建築物の高さの最高限度 20mを導入します。

○都市計画区域外の高さ制限(都市計画区域外ですが高さ制限の考え方の参考として記載)

- ・ 都市計画区域外は、良好な景観の育成や周辺環

7. 防火地域、準防火地域及び建築基準法第 22 条区域に関する方針

【前文の末尾に挿入】

平成 22 年には、中央道を境界線として区画整理事業が完了した松川町と羽場町の一部約 13.6ha の区域を新たに拡大指定し、全体で約 697ha の区域として見直しを行いました。

(2) 具体的な内容

○建築基準法第 22 条区域の指定と見直し

- ・建築基準法第 22 条区域は、隣接地への延焼防止の観点等都市の不燃化を図る目的で市街化している区域が指定されていることから、現状の指定区域を基本とし、今後の開発動向等を注視しながら継続的な取り組みを進めます。

8. 地区計画等

(略) 地区計画制度には、都市計画法に基づく「地区計画」、密集市街地の整備のための「防災街区整備地区計画」、歴史的風致を後世に継承するための「歴史的風致維持向上地区計画」、幹線道路周辺の騒音対策のための「沿道地区計画」、営農条件整備と一体となった農村集落の整備のための「集落地区計画」の 5 種類があります。

飯田市では、治水対策事業により整備された区域のうち、平成 14 年に川路地区の一部が、また平成 15 年に竜丘地区の一部が地区計画として都市計画が決定され、その後、竜丘地区、川路地区共に都市計画の変更が行われています。

また、地域住民の主体的な参加を促し、計画の硬直化を防ぐ観点から、飯田市都市計画法施行条例に、土地所有者やまちづくり委員会等の団体が、地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の案の内容となるべき事項を申し出る方法を定めました。

(2) 具体的な内容

(下線部削除)

境の保全のため、景観法による建築物の高さの最高限度 15m を導入します。

7. 防火地域、準防火地域及び建築基準法第 22 条区域に関する方針 (30P)

(2) 具体的な内容

○建築基準法第 22 条区域の指定と見直し

- ・建築基準法第 22 条区域は、市街地整備事業(区画整理)により市街地西側の区域境が道路等で明確に分かれていないため、隣接地への延焼防止の観点から明確な区域となるよう見直します。また見直しにあたっては、新たな街区に合わせた区域とする、若しくは現行区域から西側区域の中央自動車道までを含めた区域とします。

8. 地区計画等 (31P)

(略) 地区計画制度には、都市計画法に基づく「地区計画」、密集市街地の整備のための「防災街区整備地区計画」、幹線道路周辺の騒音対策のための「沿道地区計画」、営農条件整備と一体となった農村集落の整備のための「集落地区計画」の 4 種類があります。

飯田市では、治水対策事業により整備された区域が、平成 14 年に川路地区の一部が、また平成 15 年に竜丘地区の一部が地区計画として都市計画が決定され、その後、竜丘地区、川路地区共に都市計画の変更が行われています。

(2) 具体的な内容

○地区計画等の申出の制度

- ・地域住民の主体的な参加を促し、計画の硬直化を防ぐ観点から、住民又は利害関係人、まちづく

<p>【「〇白地地域におけるきめ細やかな地区計画等の活用」の前に挿入】</p> <p>〇リニア中央新幹線開通を見据えた土地利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リニア中央新幹線開通を見据えた都市構造の実現に向けた適切な土地利用が必要な区域には、地区計画の策定を検討します。 <p>9. まちづくり三法[*]の活用によるコンパクトな都市づくり</p> <p>(2) 具体的な内容</p> <p>③ 改正都市計画法</p> <p>〇準工業地域における集客施設の立地の制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、準工業地域は、総合的なまちづくりの視点から、特別用途地区の指定により大規模集客施設の立地を制限しています。今後、準工業地域の指定を行う場合も、特別用途地区の指定等により大規模集客施設の立地を制限します。 <p>第4節 「土地利用基本計画」における地域区分ごとの土地利用の方針</p> <p>2. 農村集落地域</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>〇関係する機関の連携</p> <p>(略) 農業者、農業団体、地域、市その他の関係機関が連携と協力をして、(略)</p> <p>3. 緑の環境保全地域</p> <p>(2) 具体的な内容</p> <p>〇保安林等の指定の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林地域にある集団的な緑は、保安林等の指定を更に推進します。特に水源域の森林については水資源を保全するために土地利用の動向を把握しつつ、開発を抑制する観点から重点的に取り組みます。 <p>〇地域材の利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「飯田市公共建築物・公共土木工事等における木材利用促進方針」による公共事業での木材利用を促進するとともに、(略) 	<p><u>り委員会等は、地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の案の内容となるべき事項を市長に申し出ることができるよう条例で定めます。</u></p> <p>9. まちづくり三法[*]の活用によるコンパクトな都市づくり (32P)</p> <p>(2) 具体的な内容</p> <p>③ 改正都市計画法</p> <p>〇準工業地域における集客施設の立地の制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準工業地域は、<u>大規模集客施設の立地が可能なことから</u>、総合的なまちづくりの視点から、<u>特別用途地区等</u>の指定により大規模集客施設の立地の制限を行います。 <p>第4節 「土地利用基本計画」における地域区分ごとの土地利用の方針</p> <p>2. 農村集落地域 (36P)</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>〇関係する機関の連携</p> <p>(略) 農業者、<u>地域、農業団体</u>、市その他の関係機関が連携と協力をして、(略)</p> <p>3. 緑の環境保全地域 (37P)</p> <p>(2) 具体的な内容</p> <p>〇保安林等の指定の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林地域にある集団的な緑は、保安林等の指定を更に推進します。 <p>〇地域材の利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域の木材を利用した住宅等の建設を促進するとともに</u>、(略)
---	---

○野生鳥獣対策 ・シカによる食害やサルによる被害が増加しており、(略)	○野生鳥獣対策 ・シカによる食害が増加しており、(略)
--	--------------------------------

第4章 都市施設の整備方針

変更後	変更前
<p>第1節 交通施設の整備方針</p> <p>【前文の末尾に挿入】</p> <p>飯田市の道路網は、住民の命と暮らしを守るために、安全・安心で信頼性のある道路軸で構成することを基本的な考えとしています。</p> <p>道路軸は、各拠点間の連絡強化と、救急・医療施設へのアクセス確保を基本とし、環状道路軸と放射道路軸で構成するものとします。</p> <p>こうした道路軸の考えを踏まえ、高速道路との結節についても検討します。</p> <p>○環状道路軸</p> <p>環状道路軸は、医療施設が集中する市中心部へのアクセス性向上を担う内環状道路軸と、定住自立圏（南信州広域圏）の環状機能を担う外環状道路軸を位置づけます。</p> <p>○放射道路軸</p> <p>放射道路軸は、圏域の一体化のため、圏域各自治体との連絡強化並びに、内環状道路軸と外環状道路軸を接続して、内環状道路軸の連絡とともに、高規格道路の代替機能を担います。</p> <p>1. 都市計画道路</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>○都市計画道路の経過</p> <p>(略) 平成25年4月1日現在の整備率は55%であり、(略)</p> <p>○道路交通体系の変化と対応</p> <p>中央自動車道や国道153号バイパスが開通し、更には飯田市の環状線である羽場大瀬木線が開通することから、道路に関して都市計画を決定した当時に比べ道路交通体系が大きく変化しています。また、リニア中央新幹線開通を見据え交通体系の再構築が必要であり、現在、検討を進めています。(略)</p> <p>2. 駐車場</p> <p>(2) 具体的な内容</p> <p>○駐車場の整備</p> <p>・駐車場の整備については、中心市街地の駐車場</p>	<p>第1節 交通施設の整備方針 (43P)</p> <p>1. 都市計画道路 (43P)</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>○都市計画道路の経過</p> <p>(略) <u>平成18年3月31日現在の都市計画道路の改良率は53%</u>であり、(略)</p> <p>○道路交通体系の変化と対応</p> <p>中央自動車道や国道153号バイパスが開通し、更には飯田市の環状線である羽場大瀬木線が開通することから、道路に関して都市計画を決定した当時に比べ道路交通体系が大きく変化しています。(略)</p> <p>2. 駐車場 (44P)</p> <p>(2) 具体的な内容</p> <p>○駐車場の整備</p> <p>・駐車場の整備については、中心市街地の駐車場</p>

の適正な確保、フリンジパーキングの構築などを民間と協働して検討します。公共交通の利用促進や自動車利用に頼らない交通手段の確保も図りながら、来訪者のための駐車場の整備等に取り組みます。

3. 公共交通

(2) 具体的な内容

① J R 飯田線の確保と利用促進

- ・ J R 飯田線については、市民生活の利便性向上のため、J R 東海や関係自治体等と連携し、市民がより利用しやすい運行となるよう協力して取り組みます。

4. 道路

(2) 具体的な内容

○三遠南信自動車道の整備促進と景観形成

- ・三遠南信自動車道の早期全線開通の実現に向けて、国と連携して整備を推進します。また、整備されたインターチェンジ周辺等については、個性的な街路樹を植えるなど景観に配慮した整備が進められるよう国に働きかけます。
- ・三遠南信自動車道の現道利用区間となる上村～南信濃間の国道 152 号については、早期の改良が必要であるため、県と連携して整備を推進します。

○幹線道路の交通渋滞対策

- ・国道 153 号の飯田南バイパスは、三遠南信自動車道の飯田山本インターチェンジが設置されたことに伴い、さらなる増加が予想される伊賀良地区の交通渋滞の対策のためにその整備が必要となることから、国の直轄事業として整備されるよう積極的に取り組みます。
- ・国道 153 号の上郷・座光寺地区及び国道 151 号の松尾・竜丘地区の交通渋滞対策を道路管理者と連携して取り組みます。

○優先順位づけによる計画的な道路整備

- ・市内の道路を効果的かつ効率的に整備できるよう全体路線の優先順位づけを行いながら計画的に必要な路線の整備に努めます。

○拠点における安全で快適な歩行者空間の形成

- ・中心拠点や地域拠点の歩行圏内における道路

の適正な確保、フリンジパーキングの構築などを民間と協働して検討します。

3. 公共交通 (45 P)

(2) 具体的な内容

① J R 飯田線の確保と利用促進

- ・ J R 飯田線については、市民生活の利便性向上のため、J R 東海や J R 利用促進推進協議会 等と連携し、市民がより利用しやすい運行となるよう協力して取り組みます。

4. 道路 (45-3 P)

(2) 具体的な内容

○三遠南信自動車道の整備促進と景観形成

- ・三遠南信自動車道の 早期実現 に向けて、国と連携して整備を推進します。また、整備されたインターチェンジ周辺等については、個性的な街路樹を植えるなど景観に配慮した整備が進められるよう国に働きかけます。

○三遠南信自動車道関連整備の推進

- ・国道 153 号の飯田南バイパスは、三遠南信自動車道の飯田山本インターチェンジが設置される 予定であり、交通状況等により その整備が必要となることから、国の直轄事業として整備されるよう積極的に取り組みます。
- ・三遠南信自動車道の現道利用区間となる上村～南信濃間の国道 152 号については、早期の改良が必要であるため、県と連携して整備を推進します。

○優先順位づけによる計画的な道路整備

- ・市内の道路を効果的かつ効率的に整備できるよう 道路整備プログラム を構築し、全体路線の優先順位づけを行いながら計画的に必要な路線の整備に努めます。

○拠点における安全で快適な歩行者空間の形成

- ・中心拠点や地域拠点の歩行圏内における道路

は、歩行者にとって安全・安心でやさしい空間となるよう整備します。

(略)

- ・中心市街地では、街並みや並木に合わせた歩車道整備を行い、歩行者空間の形成、人の回遊性を考慮した高質空間の整備を検討します。

【「(2) 具体的な内容」の末尾に挿入】

○ラウンドアバウト型交差点の整備

- ・ラウンドアバウト型交差点は、重大事故の抑制、無駄な待ち時間の解消、信号制御の電力消費の不要、信号機設置・維持管理経費等の削減、災害時や停電時における自律性の発揮などの特性を有しています。交差点改良にあたっては、構造基準に該当する事項や地域全体の交通体系などを検証した上で、関係機関と地域の合意が得られた場合においては、安全面・環境面の観点からラウンドアバウト型交差点を採用します。

第2節 公園及び緑地の整備方針

1. 公園

(略) 市民の憩いの場として整備を進めています。

リニア駅北東側一帯に広がる恒川遺跡群は、周辺の歴史・文化資源と一体となった保存・活用を図るため、公園としての整備を検討します。

第3節 河川等の整備方針

河川等

(2) 具体的な内容

○河川等の計画的な整備

(略) 今後も、各管理者との連携を図り、計画的で市民に親しまれる河川づくりに努めます。特に鷲流峡周辺及びその上流部については、河川管理者と連携して、松尾・下久堅地区治水事業計画の早期実現に取り組みます。

○雨水排水対策との調整

- ・河川管理者との協力と連携により、雨水排水対策との調整を図り、計画的な水害対策に取り組みます。

第4節 上・下水道等の整備方針

1. 上水道

(前文)

(略) 飯田市は、良質で安定した給水の確保のため、

は、安全性の確保、快適な空間の提供、質の向上のため、ユニバーサルデザインやバリアフリー化、緑化を推進します。

第2節 公園及び緑地の整備方針 (46P)

1. 公園

(略) 市民生活の向上に役立つよう現在も整備を進めています。

第3節 河川等の整備方針

河川等 (47P)

(2) 具体的な内容

○河川等の計画的な整備

(略) 今後も、各管理者との連携を図り、計画的で市民に親しまれる河川づくりに努めます。

○雨水排水計画との調整

- ・河川管理者との協力と連携により、雨水排水計画との調整を図り、計画的な水害対策に取り組みます。

第4節 上・下水道等の整備方針

1. 上水道 (48P)

(前文)

(略) 飯田市は、水道未普及地域の解消と良質で

め、飯田市上水道事業と遠山簡易水道事業を実施しています。

飯田市の上水道は、松川水源（松川ダム）、大平水源（黒川）、野底水源（板山川）など計7ヶ所が水源となっています。遠山簡易水道は、上村・南信濃地区の計22ヶ所が水源となっています。森林を介して、これらの水源から安定した水が供給されています。

（2）具体的な内容

○緊急時のライフライン^{*}の確保

・改良又は更新にあたっては、ライフラインを確立する観点から災害対策や安全性の向上に取り組みます。また、緊急時の復旧に対しては、民間等と協力して迅速に対応できるよう体制を整備します。

※ 「ライフライン（lifeline）」とは：本書では、電気、ガス、上下水道、通信及び輸送等に重要な道路や橋など、都市生活の維持をする上で生命線となるものを指します。

【「（2）具体的な内容」の末尾に挿入】

○リニア中央新幹線開通を見据えた対応

・リニア駅設置に伴い予想される人口動態、土地利用形態及び道路交通網等の様々な変化を見据え、妙琴浄水場更新事業をはじめ各種施設整備事業について、水道事業長期整備計画を見直しつつ既存施設を最大限に活かしながら、効率的かつ計画的な整備をします。

2. 下水道（污水）

（前文）

（略）このため、都市における生活と企業活動により生じる排水の処理が主目的である都市施設といえます。

（略）飯田市は、公共下水道区域、特定環境保全公共下水道区域、農業集落排水区域を集合処理により、その他の区域は合併浄化槽による個別処理により水質保全を行っています。平成25年度末には集合処理区域内の整備が概ね完了し、今後は、計画的維持管理と健全経営に努めます。

（略）（下線部削除）

（1）基本方針

下水道サービスの安定供給と健全経営による、公共用水域の水質保全と安全・安心で快適なまち

安定した給水の確保のため、上水道事業と簡易水道事業を実施しています。

飯田市の上水道は、松川水源（松川ダム）、大平水源（黒川）、野底水源（板山川）が水源となっています。簡易水道は、米川水源をはじめ25ヶ所が水源となっています。森林を介して、これらの水源から安定した水が供給されています。

（2）具体的な内容

○緊急時のライフライン^{*}の確保

・改良又は更新にあたっては、ライフラインを確立する観点から災害対策や安全性の向上に取り組みます。また、緊急時の復旧に対しては、民間等と協力して迅速に復旧できるよう体制を整備します。

※ 「ライフライン（lifeline）」とは：本書では、電気・ガス・上下水道・通信・輸送等に重要な道路や橋など、都市生活の維持をする上で生命線となるものを指します。

2. 下水道（污水）（48P）

（前文）

（略）このため、都市における生活と企業活動による排水処理が主目的である都市施設といえます。

（略）飯田市は、公共下水道区域、特定環境保全公共下水道区域、農業集落排水区域の集合処理により、平成25年度下水道普及率100%を目標とし、その他の区域は、合併浄化槽による個別処理により水質保全を行っています。

（略）特に松尾浄化管理センターは、公共下水道区域の拡大に伴い、施設機能の強化が必要となっています。

（1）基本方針（49P）

下水道の整備については、農用地や環境の保全に配慮し、社会資本の整備と維持の可能性や耐震

づくりに努めます。

(2) 具体的な内容

○集合処理と個別処理による連携

(略) この整備された既存施設は、今後も適正に維持管理し必要に応じた修繕や改築に努めます。更に、人口減少による地域の動向と将来都市構造を踏まえて、その効果と可能性・効率性をよく判断し、集合処理区域の見直しや処理施設の統廃合などを長期的な視点から検討します。

○計画的な修繕や改修

- ・ 中心市街地の管路は、布設後 50 年以上が経過しており、老朽化対策や幹線管路の耐震化が大きな課題となっています。今後は、中長期的な計画に基づく長寿命化計画や総合地震対策計画により、計画的な修繕や改修に努めます。

【「(2) 具体的な内容」の末尾に挿入】

○リニア中央新幹線開通を見据えた対応

- ・ これからのリニア・都市計画道路等交通体系の変化を見据え、他事業にかかる新設や布設替えについて、土地利用計画との整合や関係機関との連携によって効率的な整備を行います。

3. 雨水排水対策

(前文)

(下線部削除)

今日まで飯田市では、環境の保全を優先させ、分流式によって汚水の処理を重点的に整備してきました。一方、同時に市街地の拡散的拡大などの進行により、下流域では溢水する被害も出ています。

こうした状況に対応するため、飯田市土地利用調整条例により、一定規模を超える開発行為等については、雨水を一時的に貯留するための氾濫調整池、雨水貯留槽などの設置を義務づけています。

(1) 基本方針

雨水排水の対策は、既存施設を最大限に活用するなかで、財政状況を考慮した整備が必要です。将来を見据えた安全な都市づくりのため、総合

性を十分考慮して、計画的に配置、布設替えや維持管理等に努めます。

(2) 具体的な内容

○集合処理と個別処理による連携

(略) この整備された既存施設は、今後も維持管理し、必要な布設替えなどの更新を同時に進めなければなりません。そのため、将来人口の減少による宅地の動向と将来都市構造を踏まえて、社会資本の整備と維持の可能性やその効果と効率性をよく判断し、処理区域と処理方式などを長期的な下水道計画で見直し、計画的な整備を推進します。

○計画的な管更正や布設替え

- ・ 中心市街地の管渠は、大火後一斉に整備されたため老朽化が進み、更新の時期となっています。耐震化も大きな課題であり、今後は、計画的な管更正や布設替えに努めます。

3. 下水(雨水)と雨水排水計画 (49P)

(前文)

下水は、汚水と雨水に区別されます。飯田市の公共下水道処理区域の雨水を排除するための下水道(雨水渠)として平成2年に都市計画決定されています。

今日まで飯田市では、環境の保全を優先させ、分流式によって汚水の処理を重点的に整備してきました。しかし、同時に市街地の拡散的拡大などの進行により、下流域で溢水する被害が出ています。

(1) 基本方針

上流部での浸透能力の低い土地利用と排水能力を超えた雨水排水の接続が進行しています。雨水排水の対策は、災害対策の重要な課題として位

的な観点に立ち雨水排水路の整備と宅地内からの雨水排出抑制を組み合わせる取り組みます。

(2) 具体的な内容

○計画的な雨水排水対策

- ・既施設の調査や分析を行い、今後の土地利用計画やリニア駅の設置等を見据え、河川、道路側溝、用排水路等を総合的に組み合わせた雨水排水路の効率的な整備に努めます。

(下線部削除)

○宅地内からの排出抑制

- ・宅地内からの雨水排出の抑制のため、雨水浸透マスの設置や雨水貯留槽の設置を促進します。
- ・今後、更に雨水排水の抑制に取り組む必要がある場合は、地域と一緒に検討を行います。

(下線部削除)

○保水機能の向上、遊水機能の確保

- ・地域の実情に応じて、休耕田や遊休荒廃地などを遊水池として活用することも検討します。遊水池は、釜場*を設置して非常用水や防火用水として利用します。また、ビオトープ*にするなど地域で活用することも併せて検討します。

第5節 住宅の整備方針

○環境に配慮した住まいづくり

- ・地域産材の利用、再生可能資材の活用や、新エネ・省エネシステムの導入、リサイクルの推進、廃棄物の削減など、環境にやさしい住まいづくりを進めます。

置づけ、雨水排水計画を見直し、財政状況を考慮した雨水渠の計画的な箇所づけと整備が必要です。

将来を見据えた安全な都市づくりのため、雨水排水の対策は、雨水排水計画の見直しによる雨水排水路の整備と宅地からの雨水排出の抑制を組み合わせる取り組みます。

(2) 具体的な内容

○計画的な雨水排水対策

- ・公共下水道処理区域は、雨水渠流域の調査や分析を行い、雨水排水計画を策定します。この雨水排水計画に従って、雨水渠の整備に取り組みます。

- ・将来的には、単なる排水路としての取り扱いではなく、区域を限って雨水の下水道として特定の排水の接続を下水道条例に基づき行うことも検討します。

○宅地内からの排出抑制

- ・宅地内からの雨水排出の抑制のため、地域の実情に応じた雨水浸透マスの設置や雨水貯留槽の設置も検討します。

- ・特に大規模な開発行為等については、雨水の排出を一般的な排出量まで抑制するため、緑地、雨水貯留槽や氾濫調整池の設置などについて条例で義務づけます。

○保水機能の向上、遊水機能の確保

- ・地域の実情に応じて、休耕田や遊休荒廃地などを遊水池として活用することも検討します。遊水池は、釜場*を設置して非常用水や防火用水として利用します。また、ビオトープ*にするなど地域で活用することも併せて検討します。

第5節 住宅の整備方針 (50P)

○環境に配慮した住まいづくり

- ・木材などの再生可能資材の活用や、新エネ・省エネシステムの導入、リサイクルの推進、廃棄物の削減など、環境にやさしい住まいづくりを進めます。

第5章 防災都市づくり

変更後	変更前
<p>防災都市づくりの方針</p> <p>天竜川に沿って広がる伊那谷は、東西を南アルプスと中央アルプスに囲まれた急峻な地形であり、土砂災害が発生しやすい地帯となっています。また、比較的多雨地域であり、地形の特性から自然災害が発生しやすくなっています。昭和54年に地震防災対策強化地域に指定され、東海地震の被害が予想されています。さらに、南海トラフ巨大地震による甚大な被害も予測されています。そして当地域は伊那谷断層帯が存在し、活断層による内陸直下型の地震が発生する危険性も叫ばれています。これまでの震災を契機に建物の耐震性や都市の防災機能の強化、地域コミュニティをはじめとした地域防災力の向上などが求められています。</p> <p>(2) 具体的な内容</p> <p>A. 震災及び火災対策</p> <p>a. 都市防災対策</p> <p>○都市部における防災設備の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) そのため、必要な箇所については、第6章 緑の育成3. のまちなかの緑地として整備するポケットパーク等に、災害時の消防水利としての耐震貯水槽を設置します。 <p>b. 建築物等の耐震対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅等の一般建築物についても、耐震診断及び耐震改修に関しより一層の普及と啓発を図ります。 ・耐震化された建築物においても、減災の視点から住宅内の家具等の転倒防止対策やガラスの飛散防止対策、高齢者等の避難誘導対策など、市民への情報提供により危険性を回避することが可能であることから、その普及と啓発の活動に努めます。 ・(下線部削除) <p>B. 風水害対策等</p> <p>b. 土砂災害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害防止工事等のハード対策と合わせて、県と協力して土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進し、土砂災害の危険 	<p>防災都市づくりの方針 (55P)</p> <p>天竜川に沿って広がる伊那谷は、東西を南アルプスと中央アルプスに囲まれた急峻な地形であり、<u>地すべり等も</u>発生しやすい地帯となっています。また、比較的多雨地域であり、地形の<u>複雑性</u>から自然災害が発生しやすくなっています。昭和54年に地震防災対策強化地域に指定され、東海地震の被害が予想されています。伊那谷断層帯が存在し、活断層による内陸直下型の地震が発生する危険性も叫ばれています。<u>阪神・淡路大震災</u>を契機に建物の耐震性や都市の防災機能の強化、<u>地域防災の必要性</u>などが求められています。</p> <p>(2) 具体的な内容</p> <p>A. 震災及び火災対策</p> <p>a. 都市防災対策</p> <p>○都市部における防災設備の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) そのため、必要な箇所については、第6章 緑の育成3. のまちなかの緑地として整備する<u>ポケットパークに、</u>災害時の消防水利としての耐震貯水槽を設置します。 <p>b. 建築物等の耐震対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅等の一般建築物についても、耐震診断及び<u>その</u>改修に関しより一層の普及と啓発を図ります。 ・耐震化された建築物においても、減災の視点から住宅内の家具等の転倒防止対策や高齢者等の避難誘導対策など、市民への情報提供により危険性を回避することが可能であることから、その普及と啓発の活動に努めます。 ・<u>建物減災強化月間などの啓発にあわせ、予算の範囲内で、転倒防止器具の購入費用の一部を助成するなど必要な措置を講じます。</u> <p>B. 風水害対策等 (56P)</p> <p>b. 土砂災害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害防止工事等のハード対策と合わせて、県と協力して土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進し、土砂災害の危険

箇所の周知を行うとともに、土砂災害警戒情報の迅速かつ確実な提供により警戒避難態勢の強化に努めます。特に土砂災害警戒情報や避難勧告等の緊急情報が、早く正確に市民に伝わる情報伝達手段を引き続き検討します。

- ・土砂災害は、近年、異常気象による局地的集中豪雨、森林の整備の遅れや管理の不足に起因とすると考えられるものが発生しています。(略)
- ・近年、深層崩壊による被害が全国的に発生しており、当市でもその発生リスクが高い地域があります。ハード対策が極めて困難であるため、市民を交えた早期避難を行うための対策が急務であり、自然からの恩恵と災害リスクと向き合いながら生活できる地域づくりを行います。

C. 総合的な災害時の対応の推進

○避難地・避難施設の適正配置と安全性の確保

- ・風水害、震災、火災等に対する避難地・避難施設の安全性の確保に努めます。

【挿入】

○緊急用ヘリポートの確保

- ・災害により道路交通網が遮断された場合や救急患者の受け入れ等に備え、迅速な救助活動と効率的な救援物資搬送等を行うヘリポートを確保するとともに、その近隣上空を含む一定の空間も確保します。

○消防能力の確保のための高さ制限

- ・(略) 飯田市では、将来にわたって消防能力を維持するため、建築物の高さの最高限度 31m の制限を導入しました。また、一定規模以上の建築物については、消防水利や消防用活動空地の確保などを条例で義務づけました。今後も防災の視点から必要な制限等を検討します。

○地域防災計画の見直しと公開

- ・地域の様々な災害特性に合わせて地域防災計画を必要に応じて見直し、ホームページなども利用して広く市民に公開します。

E. 情報公開

- ・防災（ハザード）マップ*の活用を推進し、危険性の高い箇所や緊急時の避難等の情報提供を行います。

箇所の周知を行うとともに、土砂災害警戒情報の提供により警戒避難体制の強化の支援に努めます。特に警戒情報が分かりづらく、正確に伝わらないといった課題もあり、より市民が分かりやすい方法を検討します。

- ・土砂災害は、近年、森林の整備や管理に起因とすると考えられるものが発生しています。(略)

C. 総合的な災害時の対応の推進

○避難地の適正配置と安全性の確保

(57P)

- ・各避難地は、震災、火災、風水害等に対応した適正な配置を行うとともに、防災性や安全性の確保に努めます。

○消防能力の確保のための高さ制限

- ・(略) したがって、将来にわたって消防能力を維持するため、建築物の高さの最高限度 31m の制限を導入します。また、一定規模以上の建築物については、消防水利や消防用活動空地の確保などを条例で義務づけます。

○地域防災計画の見直しと公開

- ・地域の特性に合わせて地域防災計画を見直し、市全体の危機管理体制へ組み入れ、ホームページなども利用して広く市民に公開します。

E. 情報公開

- ・防災（ハザード）マップ*の作成を推進し、危険性の高い箇所や緊急時の避難等の情報提供を行います。

<p>F. 情報の確保と強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における情報伝達手段の多様化に努めるほか、耐災害性を高めていきます。合わせて非常用電源の確保も必要不可欠であるため、順次整備します。 <p>G. 地域防災福祉コミュニティの確立（災害時要援護者に視点をのいたコミュニティ）</p> <p>○大震災の教訓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来から、阪神・淡路大震災における神戸市長田区真陽地区での防災福祉コミュニティの取り組みは、コミュニティを基盤とした地域防災力の向上を推進する上で重要な視点として位置づけていました。東日本大震災以降、日頃からの災害への備えに、コミュニティが主体的に取り組むことの大切さが一層認識されるようになっていきます。 <p>○自助・共助・公助による地域防災対策</p> <p>（略）これらが確立されてこそ、災害対策本部が市全体の状況を把握し、公助として、それぞれの個人や地域への対応を図ることができます。（略）</p> <p>○日頃からの地域コミュニティによる真の意味での災害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（略）災害時助け合いマップづくり、自ら対処する減災の取り組みや災害時要援護者の対応等のソフト対策をあわせて実施することにより、（略） <p>○地域による災害時助け合いマップづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（略）避難体制や避難地の確保など地域住民が自ら手を加えた具体的な災害時助け合いマップの作成に取り組みます。 	<p>F. 情報の確保と強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>災害時において、まずは住民の安否確認が必要となります。これが真っ先に行われなかったことには被害状況を把握することもできません。また、災害対策本部を設置しても情報が確保できないことは、迅速な防災・救援対応が困難となります。そのため、災害時に必要な電話、携帯電話、無線はもとより衛星電話、インターネット、災害用伝言ダイヤル、ラジオなど多様な手段の活用によつて的確な情報の確保に努め、市民への情報伝達の組織を整備します。</u> <p>G. 地域防災福祉コミュニティの確立（災害時要援護者に視点をのいたコミュニティ）（58P）</p> <p>○<u>阪神・淡路大震災の教訓</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災を教訓とした神戸市長田区真陽地区における防災福祉コミュニティの取り組みは、<u>飯田市の防災対策を進める上で欠かすことができない次の重要な視点があります。</u> <p>○自助・共助・公助による地域防災対策</p> <p>（略）これらが確立されてこそ、災害対策本部が市全体の状況を把握し、公助として、それぞれの個人や地域への対応が<u>図られます</u>。（略）</p> <p>○日頃からの地域コミュニティによる真の意味での災害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（略）<u>防災助け合いマップ</u>づくり、自ら対処する減災の取り組みや災害時要援護者の対応等のソフト対策をあわせて実施することにより、（略） <p>○地域による<u>防災助け合いマップ</u>づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（略）避難体制や避難地の確保など地域住民が自ら手を加えた具体的な<u>防災助け合いマップ</u>の作成に取り組みます。
---	--

第6章 緑（緑地）の育成

変更後	変更前
<p>1. 緑の育成の方針</p> <p>【前文の末尾に挿入】</p> <p>飯田市は、緑の保全と創出のまちづくりを進め</p>	<p>1. 緑の育成の方針</p>

<p>るため、平成 19 年度に緑の基本計画を策定しています。</p> <p>(2) 具体的な内容</p> <p>○緑の基本計画の活用と地域の具体的な計画（地域緑の計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飯田市全域に関する緑の育成について定めた緑の基本計画を活用し、緑地の保全と緑化の推進に取り組みます。 <p>2. 公園</p> <p>(2) 具体的な内容</p> <p>○都市公園の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園は、都市を構成する重要な都市施設であるため、都市公園条例に定める設置基準に照らし、その整備率の向上に努めます。また都市計画決定され整備できていない都市公園については、都市における緑地の状況、配置及び適正規模などについて総合的に判断し、その見直しの検討を行います。 ・中心市街地に位置する扇町公園、中央公園、東栄公園の再整備については、中心市街地活性化基本計画と連動して整備を進めていきます。 <p>○公園の適正管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設された都市公園は、公園の機能に応じて公園施設長寿命化計画に基づき、園内の施設の補修又は改修に努め、適正に維持管理します。新たな整備又は再整備に関しては、バリアフリー化とユニバーサルデザインに配慮して、誰もが使いやすいものとしします。 	<p>(2) 具体的な内容</p> <p>○緑の基本計画の策定と地域の具体的な計画（地域緑の計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飯田市全域に関する緑の<u>基本計画を策定</u>し、緑地の保全と緑化の推進に取り組みます。 <p>2. 公園 (59P)</p> <p>(2) 具体的な内容</p> <p>○都市公園の整備 (60P)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園は、都市を構成する重要な都市施設であるため、その整備率の向上に努めます。また都市計画決定され整備できていない都市公園については、都市における緑地の状況、配置及び適正規模などについて総合的に判断し、その<u>見直し</u>を行います。 ・<u>羽場公園は、丸山羽場第二地区区画整理事業と連動して整備します。</u> ・<u>鈴岡城址公園は、歴史的資産をいかして整備します。</u> <p>○公園の適正管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設された都市公園は、公園の機能に応じて園内の施設の<u>整備</u>又は改修に努め、適正に維持管理します。整備又は改修に関しては、バリアフリー化とユニバーサルデザインに配慮して、誰もが使いやすいものとしします。
--	---

第7章 景観の育成

変更後	変更前
<p>景観の育成の方針</p> <p>(略) 新たに良好な景観を創出することも重要です。</p> <p>飯田市では景観の育成を重点事項ととらえ、平成 20 年に景観行政団体（景観法第7条第1項）へ移行するとともに、飯田市景観条例及び飯田市屋外広告物条例の制定と、飯田市景観計画の策定を行いました。</p> <p>なお、「景観の育成」とは、(略)</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>この景観は、自然、歴史、文化等のそれぞれの</p>	<p>景観の育成の方針</p> <p>(略) 新たに良好な景観を創出することも重要です。</p> <p>なお、「景観の育成」とは、(略)</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>この景観は、自然、歴史、文化等のそれぞれの</p>

